

昭和三十八年五月十四日

四日市市議会臨時会會議録

四日市市議会

昭和三十八年五月十四日(火曜日)午後二時四分開会  
四日市市議会臨時會議事速記録

○出席議員(三十九名)

○出席議員(三十九名)

米	酒	伊	北	錦	藤	野	安	坪	岩	喜	前	志	伊	鈴
田	井	藤	村	谷	呂	垣	井	田	野	川	積	藤	木	
好	昌	宗	与	安	祐	幸	妙	久	雄	等	辰	政	太	愛
兼	一	一	市	吉	一	郎	子	勇	君	君	君	君	君	次
速	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
記														君



會計課長 川口 崑君

○市議會事務局（五名）

事務局長	菊地英也君
議事係長	川原田祐君
庶務係長	佐藤茂君
主事	坂倉紀久君
主事補	佐藤正俊君

○議事日程 第一号

昭和三十八年五月十四日（火曜日）午後二時開議

- 第一 議席の決定について
- 第二 會議録署名議員の指名について
- 第三 会期の決定について
- 第四 選挙第一号 四日市市議會議長選挙について
- 第五 選挙第二号 四日市市議會議長選挙について
- 第六 發議第二号 四日市市議會常任委員會委員選任について
- 第七 發議第三号 臨時出納検査立会人互選について

- 第八 選挙第三号 四日市市外三ヶ町伝染病隔離病舎組合議會議員選挙について
- 第九 選挙第四号 孤野伝染病隔離病舎組合議會議員選挙について
- 第一〇 選挙第五号 三重都市計画地方審議會委員選挙について
- 第一一 議案第六七号 監査委員の選任について
- 第一二 議案第六八号 購入契約の締結について

○本日の會議に付した事件

- 第一 議席の決定について
- 第二 會議録署名議員の指名について
- 第三 会期の決定について
- 第四 選挙第一号 四日市市議會議長選挙について
- 第五 選挙第二号 四日市市議會副議長選挙について
- 第六 發議第二号 四日市市議會常任委員會委員選挙について
- 第七 發議第三号 臨時出納検査立会人互選について
- 第八 選挙第三号 四日市市外三ヶ町伝染病隔離病舎組合議會議員選挙について
- 第九 選挙第四号 孤野伝染病隔離病舎組合議會議員選挙について
- 第一〇 選挙第五号 三重都市計画地方審議會委員選挙について
- 第一一 議案第六七号 監査委員の選任について

第二二 議案第六八号 購入契約の締結について

○事務局長（菊地英也君） 一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行なうことになっております。

出席議員中、高橋伊祐さんが年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

〔臨時議長（高橋伊祐君） 議長席に着く〕

○臨時議長（高橋伊祐君） ただいま紹介にあずかりました高橋伊祐でございます。

地方自治法第七十七条の規定により臨時に議長の職務を行ないます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。ただいまから、昭和三十八年五月四日市市議会臨時会を開会いたします。

○臨時議長（高橋伊祐） 本日の出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布の議事日程表により取り進めたいと思いますから、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（高橋伊祐君） これより会議を開きます。

日程第一、議席の決定を行ないます。

議席は、あらかじめ御抽せんを願っておりますので、ただいま御着席のとおりに決定いたします。

○臨時議長（高橋伊祐） 次に、日程第二、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、酒井議員と伊藤宗一議員にお願いいたします。

○臨時議長（高橋伊祐） 次に、日程第三、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時議長（高橋伊祐君） 御異議なしと認めます。よつて、会期は本日一日と決定いたしました。

○臨時議長（高橋伊祐君） 次に、日程第四、選挙第一号、四日市市議会議長選挙を行ないます。

おはかりいたします。本件につきましては、あらかじめ御内定を願っておりますので、指名推せんによることとし、指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」、「議長々々」、「発言しておるじやないか」と呼ぶものあり〕

○臨時議長（高橋伊祐君） 指名推せんに御異議があるのですか。

○訓覇也男君 いや。若輩ですし、しかも新任でございますけれども、私は、ただ、いまの議長の提案に反対するものではありません。しかし、四日市市議会の名誉と、それから議長の権威のために、一言要望させていただきたいと思えます。

ついでこの間、主義主張を同じくするものとして……

○臨時議長（高橋伊祐君） ちよつとお待ちください。

○訓覇也男君 (統) われわれを選んだ市民は、いま、われわれがいかにか活動するか、かたずを飲んで注目をして：

○臨時議長(高橋伊祐君) 訓覇議員、訓覇議員。ちよつとお待ちください。

御異議ありませんので、指名推せんによることとし、議長に：：「発言させろ、発言を：：発言を求めているなら、発言させたらよいやないか」と呼ぶものあり)議長において指名することと決定いたします。

「議長々々、発言を許しておいて、いまだどういうふうなことですか」、「議事進行」と呼ぶ、その他発言するものあり」

○臨時議長(高橋伊祐君) それでは、重ねてもう一べんおはかりいたします。指名推せんによることとし、指名の方法は、議長において指名することにしたと存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり」

○臨時議長(高橋伊祐君) 異議なしの：：「発言を許してください」と呼ぶものあり)声がありますので：：「議事進行の：：議長横暴やぞ」と呼ぶものあり)そのように決定いたします。

四日市市議会議長に、山本三郎君を指名いたします。(拍手)

ただいま指名推せんいたしました山本三郎君を、当選人と定めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり (拍手)

○臨時議長(高橋伊祐君) 御異議なしと認めます。(「議長々々、発言です」と呼ぶものあり)よつて、山本三郎君が四日市市議会議長に当選されました。

山本三郎君 (拍手)

「議長(山本三郎君) 議場中央に進む」

○議長(山本三郎) 一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

改選後の光栄ある四日市市議会の当初の議長に御選任をいただきました。感激をいたしております。私、無為無能のものではありませんけれども、皆様方の強力な御支援をえまして、議会の運営と市政の進展のために全力を尽す覚悟でございます。

なにとぞ、こんごとも皆様方の御指導、御鞭達のほどを心からお願いたしました。簡単ではありますが、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。(拍手)

○臨時議長(高橋伊祐君) 以上をもちまして、私の職務を終ることにいたします。御協力、どうもありがとうございます。(拍手)

〔臨時議長(高橋伊祐君) 退席、議長(山本三郎君) 議長席に着く〕

○議長(山本三郎君) 次に、日程第五、選挙第二号、四日市市議会副議長選挙を行ないます。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推せんによることとし、指名の方法は議長において指名することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり」

○議長(山本三郎君) 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

四日市市議会副議長に、錦安吉君を指名いたします。(拍手)

おはかりいたします。ただいま指名いたしました錦安吉君を、当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり」

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よつて、錦安吉君が四日市市議会副議長に当選されました。錦議員。

〔副議長（錦安吉君）議場中央に進む〕

○副議長（錦安吉君） 一言、ごあいさつを申し上げます。ただいまは、不肖の私を副議長に御選任いただきました。まことに光栄に存じます。厚くお礼を申し上げます。私は、今回、この不肖のものを副議長にさせていただきました同僚議員諸公の御意向、御意図というものは、おおよそ、そんなくできるような気がいたしますので、従来いろいろな点を省みまして、また、将来の議会運営等をよく考慮して、副議長といたしました。全力をあげて最善を尽くしたいと存じます。

しかしながら、なに分にも初めてのことでございますし、幾多気の付かない、行き届かない点もあろうかと存じますので、なにとぞ皆さんの御協力、御支援をいただきたい、このように存ずる次第でございます。どうかよろしくお願いを申し上げますとともに、お礼を申し上げる次第でございます。（拍手）

○議長（山本三郎君） 次に、日程第六、発議第二号、四日市市議会常任委員会委員選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。常任委員の選任につきましては、すでに御選考願っておりますので、原案のとおり選任いたしましたと思ひますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり」

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よつて、発議第二号は、原案のとおり選任することに決定いたしました。

発議第二号

四日市市議会常任委員会委員選任について

本市議会常任委員会委員を次のように選任しようとする。

昭和三十八年五月十四日提出

四日市市議会議長

記

総務委員会

高橋 伊祐

北村 与市

伊藤 宗一

岩田 久雄

前川 辰男

須藤 総太郎

山本 三郎

早川 和一

味岡 一郎

増山 英一

教育民生委員会

田村 末松

矢田 繁郎

坪井 妙子

伊藤 太郎

坂上 長十郎

中島 忠勝

大島 武雄

服部 昌弘

訓覇 也男

山本 栄一

産業経済委員会

建設委員会

鈴木 愛次	橋詰 興隆	酒井 昌一	錦 安吉
安垣 勇	志積 政一	野崎 貞芳	伊藤 泰一
谷口 専九	渡部 権太郎		
山中 忠一	加藤 定男	藤谷 祐一	野呂 幸太郎
喜多野 等	宮崎 春吉	日比 義平	荒木 武治
笠田 七衛	永田 利一郎		

○議長（山本三郎君） 次に、日程第七、発議第三号、臨時出納検査立会人の互選を行ないます。

おはかりいたします。互選の方法につきましては、指名推せんによることとし、指名の方法は、議長において指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山本三郎君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

臨時出納検査立会人に、 岩田 久雄君 味岡 一郎君 増山 英一君

以上、三名を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました三君を、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よつて、 岩田 久雄君 味岡 一郎君 増山 英一君

が昭和三十八年度臨時出納検査立会人に当選されました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第八、選挙第三号、四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会の選挙を行ないます。

本件は、今回、馬嶋温知君、錦安吉君、高橋伊祐君が辞職され、欠員となりましたので、これを補充するためのものであります。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推せんによることとし、指名の方法は、議長において指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山本三郎君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会議員に 坪井 妙子君 大島 武雄君 山本 栄一君  
を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました三君を、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よつて 坪井 妙子君 大島 武雄君 山本 栄一君  
の三君が、四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第九、選挙第四号、菰野伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙を行います。

本件が、今回、小林喜夫君が辞職され、欠員となりましたので、これを補充するためのものであります。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推せんによることとし、指名の方法は、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山本三郎君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

菰野伝染病隔離病舎組合議会議員に訓覇也男君を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました訓覇也男君を、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よつて、訓覇也男君が菰野伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第十、選挙第五号、三重都市計画地方審議会委員の選挙を行ないます。

本件は、都市計画審議会規定第八条第六項の規定により議員改選に伴い、今回新たに選挙するのであります。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推せんによることとし、指名の方法は、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山本三郎君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

三重都市計画地方審議会委員に 喜多野等君 宮崎春吉君 荒木武治君

加藤 定男君 山中 忠一君 水田利一郎君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました六君を、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よつて、喜多野等君 宮崎春吉君

荒木 武治君 加藤 定男君 山中 忠一君 水田利一郎君

の六君が、三重都市計画地方審議会委員に当選されました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第十一、議案第六十七号、監査委員の選任についてを議題といたします。

本件は、早川議員の一人身上に関する案件でありますので、地方自治法第一百七十七条の規定に基づき同君の退場を求めます。

〔早川和一君退場〕

○議長（山本三郎君） 提案の理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案は、地方自治法第九十六条の規定により、議会の議員の中から選任する監査委員に早川和一氏を煩わしいと存じ、御同意を御願ひするものであります。

どうかよろしく御願ひ申し上げます。

○議長（山本三郎君） おはかりいたします。本案につきましては、質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。それでは、採決いたします。おはかりいたします。本案は、市長の推せん者に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よつて、議案第六十七号は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程第十二、議案第六十八号、購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 議案第六十八号の購入契約締結案は、市土木直営工事に使用するドーザーシヨベルを契約金額五百万円で市内六呂見、建設機械株式会社四日市営業所と随意契約により購入契約を締結しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

ちなみに申し上げますが、この会社の取り扱い扱いますものは、小松製作所の製品でございます。

○議長（山本三郎君） 御質疑がありましたら、御発言願います。

○日比義平君 三点についてお尋ねしたいと思います。

ただいま小松製作所の製品ということでございますが、この種機械で最良のものであるかどうかということ。価格は、比較的割安であるかどうかということ。本機械を採用することによつて、どれだけのプラスがあるというふうな理事者は考えておられるか、そういう点の御説明をいただきたいと思ひます。

〔会計課長（川口山品君）登壇〕

○会計課長（川口山品君） お答え申し上げます。

ドーザーシヨベルの購入につきまして、価格はどうかという点と、性能等について御説明申し上げます。

まず、これは随意契約になつておりますが、もちろん競争入札にすべきようにも解釈されるんですが、競争入札と申しますと、規格が同じものでございませうれば、競争入札に付するのでございませうが、各社のそれぞれの機械を比較してみますと、大きさあるいは性能が違いますので、随意契約にいたしましたのでございませう。

まず、当初の見積りは五百二十万円で見積書がきておつたのでございませうが、予算が五百二十万円しかございませうので、再見積りをしまして、五百万円に了解をいただいたのでございませう。

なお、この性能につきましては、小松は十一トンのものでございませうが、他の会社のものにつきましては十三トン及び九トンがございましたが、土木課の要望によりまして十一トンのものが適當だと、こういわれますので、十一トンの小松製作所に契約させてもらつた次第でございませう。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 第三点の、この機械を採用することによつてどういふ利益があるか、というお尋ねにお答えいたします。

この問題は、本日、直接関係の部長、課長がまいつておればもつと具体的に申し上げますが、一つに

は御承知のようにこのドーザーシヨベルの性能からいまして、いわゆるブルドーザーとそれからシヨベルとは兼用できるという性格のものでございますので、土木課におきますところの道路の補修等における砂利の採取、その敷布を直営的にやつてコスト・ダウンをはかりたい、これがその第一点でございます。

それから第二点といたしまして、いわゆる農道あるいは市道もそうでございますが、そういったものの新設につきまして、ブルドーザーによつて処理いたしますときには、とくにこれを直営によつてもやりうるような、いわゆる道路の局部改良あるいは新設というような問題が相当教農地部にも多いのでございますので、土木課と耕地課とが併用することによつて、いまいいましたような請負その他の手続をしないで、直営的にこれを行なつて、本年度の市長の方針でありますところの道路の整備等に活用したい。

それからいま一つは、清掃関係等におきまして、現在建設中の南部清掃センターが完成するまでは、塵芥等を埋め立て等に捨てることによつて処理しておる、その覆土関係が土の採取あるいはその運搬、それからそのあとの整理とというようなに使つていくというような各点におきまして、これが購入し所用することによつて非常に能率的であり、便利であるという判断をいたしております。

それから、現在までに過去数年の資料でございますが、そういったブルドーザーあるいはシヨベル等を借用することによつて、いわゆる借料等が相当かさんでおる。そういったことを考えまして、私ども予算的にはだいたいこの使用料だけ考えましても、三年ないし四年ではこういった状況のものが償却されていくのでないかというような判断をいたしております。

以上のようなことでございます。(日比義平君「了解」と呼ぶ)

○議長(山本三郎君) 他に御質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本案につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに議案の採決を行ないたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり

○議長(山本三郎君) 御異議なしと認めます。それでは、採決いたします。

本案を、原案のとおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり

○議長(山本三郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第六十八号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして……。

「議長、議事運営について」と呼ぶものあり

○議長(山本三郎君) 前川議員

○前川辰男君 先ほどの訓覇議員の質問ですが、われわれ議員というものは議会で論議を戦わしてやるものです。その議会において発言が封ぜられたということは、はなはだ遺憾だと思ひます。いささか時宜を失した感があるかも知れませんが、議長において訓覇議員の発言を認めていただきたい。

もし本会議において十分議員の発言が許されないということであれば、由々しき問題だと思ひます。そういうことが行なわれるとすれば、自然全員協議会あるいはその他の会議で事前審議が行なわれ、本会議というものは形式的な形に流れるのではないかと思ひます。議長において十分この点御考慮願ひたいと思ひます。

○議長(山本三郎君) 議案に直接の関係のある場合は発言を認めますけれども、それ以外のものは発言ができないことになつております。それは、よく御存じだと思ひます。

○前川辰男君 直接関係あるかないかということとは、やつぱり議員が話さなければわからないことです。それを先に決めてしまうということは、間違いだと思えます。

○議長（山本三郎君） しかし、きよりの議題に関しては、関連的な、直接関係のある質問というものは、私はないんじゃないかと思えます。

○前川辰男君 ちよつとおかしいと思えますがね。ないんじゃないかと思う、ということではすね。それは、そこにすわつた人の主観的な考え方であつて、質問をする者はどういうことを考へているかわからないはずなんです。強いて訓覇議員が求めなければよろしいけれども、私はその点、非常に遺憾だと思つるので申し上げておきます。

○議長（山本三郎君） 以上をもちまして……（「議長」と呼ぶものあり）今期<sup>臨時</sup>定例会の議案は、全部終了いたしました。

これをもち会議を閉じ、五月臨時会を閉会いたします。

午後二時三十四分閉会

右、地方自治法第百二十三条第二項の規定に基づき左に署名する。

四日市市議会議長 高橋 伊三郎

署名議員 酒井 昌一  
署名議員 伊藤 宗一